

特定適格消費者団体の
認定・監督に関する指針等検討会
第9回議事録

消費者庁消費者制度課

第9回特定適格消費者団体の認定・監督に関する指針等検討会 議事次第

日 時：平成26年12月2日（火）10:00～11:30
場 所：弘済会館 4階会議室（梅）

- 1．開 会
- 2．報酬及び費用の基準に関する事項
- 3．事業者団体に対するヒアリング
- 4．その他
- 5．閉 会

升田座長 おはようございます。委員の方全員おそろいですので、始めたいと思います。

それでは、ただいまから、第9回「特定適格消費者団体の認定・監督に関する指針等検討会」を開催いたします。

議題に入ります前に、本日の配付資料につきまして消費者庁から説明をお願いいたします。

加納課長 おはようございます。本日もどうぞよろしくお願い申し上げます。本日の配付資料ですが、まず、資料1としまして、指針の考え方(7)報酬及び費用の基準ということで、前回、前々回の議論を踏まえましてこちらで用意させていただいたものでございます。

それから、本日は、前半でこの報酬・費用について御議論いただきまして、後半でヒアリングということで、新経済連盟、全国銀行協会、全国中小企業団体中央会の3団体にお越しいただいておりまして、それぞれペーパーを御提出いただいております。

資料3はいつものものでありますが、検討事項と今後の進め方ということでありまして、今回御議論いただくところは下線を引っ張っております。

それから、参考資料ということで、ヒアリングの参考といたしまして、前回までの御意見の概要を配付しております。以上でございます。

升田座長 ありがとうございます。ただいま御説明ありましたけれども、本日の検討会におきましては、前半で、前回に引き続きまして「報酬及び費用の基準に関する事項について」を議題といたし、後半で「事業者団体に対するヒアリング」を議題といたしたいと思います。それでは、資料1について説明をお願いいたします。

小田専門官 資料1について御説明いたします。

前回の検討会の際には、消費者庁の方で一定のモデルケースをつくりまして、どのぐらいの経費がかかるかということ想定して、上限を考えるという形にしました。前回の検討会ではモデルケースに委員の皆様からさまざまな御意見をいただいたところになりまして、それらの御意見を踏まえた結果、今回の提案をさせていただく形になります。

まず、第1の1.が基本的な考え方になると考えていまして、「1.特定適格消費者団体が共通義務確認訴訟や簡易確定手続のために支出した費用や要した負担は、手続に参加した消費者のためのものであるから、消費者の回収額からこれからの費用・負担が控除され、残額が消費者に配分されることになる。そして、消費者被害の多くは少額事件であることから、特定適格消費者団体の少額事件に対する取組みは重要である。また、本制度が消費者の利益の擁護のためのものであることから、消費者の実際の取戻額をできるかぎり多くするよう、特定適格消費者団体が適正に業務を実施するとともに、業務を効率化させることも必要である。」

「2.上記のとおり、特定適格消費者団体の要した費用・負担は消費者の回収額

から控除されるべきであるが、この費用・負担の全額をそのまま消費者の負担としてしまうと、少額事件や手続に参加する消費者が少ない事件の場合は、消費者の現実の取戻額が極端に少なくなってしまうことがあり得、消費者の利益の擁護という制度趣旨を全うできなくなる。したがって、こうした場合であっても、少なくとも回収額の過半（50%超）を消費者の取戻分とすることが妥当だと考えられる。」

「3．もっとも、少なくとも回収額の過半を消費者の取戻分とすると、少額事件や手続に参加する消費者が少ない事件の場合は、特定適格消費者団体が要した費用・負担の一部しか回収できない可能性がある。また、共通義務確認訴訟で勝訴し（又は共通義務を認める和解をし）たものの、事業者が消費者と手続外で和解をしたため、特定適格消費者団体が消費者から授権を受けることがない事態も想定され得る。このような場合も、特定適格消費者団体は費用・負担を回収できないことになる。」

「4．特定適格消費者団体は、上記1．に則りつつ、被害回復関係業務全体の運営の中で、3．に記載したような事態に備える必要がある。少なくとも回収額の過半を消費者の取戻分とすることの下で、こうした備えに当たることは可能であると考えられる。」次のページに行きます。

「5．ただし、特定適格消費者団体は事案に応じて適切に報酬及び費用を設定する必要がある。そして、適切な報酬及び費用であるか否かは、最終的には消費者の納得が得られるか否かによると考えられる。したがって、特定適格消費者団体は、消費者に対し、報酬及び費用の算出根拠を明らかにするとともに、報酬及び費用が合理的なものであることを十分に説明し、納得が得られるようにすることが不可欠である。また、特定適格消費者団体は、被害回復関係業務の事案ごとの収支を明らかにし、報酬及び費用の算出根拠が合理的なものであることを公に示す必要があると考えられる。」

「6．上述のことは、本制度の安定的な運営及び信頼性を確保するための前提条件となることから、特定適格消費者団体が実際に支払を受けることになる報酬及び費用については、消費者庁により十分な監督が行われる必要があると考えられる。」

「7．なお、本制度は前例のない制度であるから、現時点において、被害回復関係業務に要する費用・負担や消費者に納得が得られる目安が不明確な側面がある。そこで、実際の収支を踏まえ、消費者の利益の擁護の見地から不当ではないかしかるべきに時期に検証を行い、必要に応じて見直しをする必要があると考えられる。」

続いて、第2についても説明します。「第2 その他」として、「1．特定適格消費者団体が、簡易確定手続において授権を受ける際に消費者から着手金を受領する場合がありますと考えられるところ、回収額の少なくとも過半は消費者の取戻分となることを踏まえ、着手金の一部を返金することがないよう、適切に着手金の金額を設定することが望ましいと考えられる。」

「 2 . 異議後の訴訟等の報酬及び費用についての考え方は、第 8 回検討会資料 1 の第 1 の 4 . のとおりとすることが適当であると考えられる。」以上になります。

升田座長 ありがとうございます。それでは、ただいま御説明いただきました点について、御質問、御意見等がございましたらお願いいたします。大高委員、どうぞ。

大高委員 ありがとうございます。今回お示しいただいた考え方は前回までと随分変わってきたところがありまして、この間、内部でもいろいろな御議論があったのかと推察いたします。前回の第 8 回検討会での議論で感じたことでございますけれども、前回三つのモデルケースを示していただきましたが、どれも強い支持を得るに至らず、決め手に欠く議論に終始したと私としては理解しております。

ただ、これは、ある意味では、特定適格消費者団体において適正な報酬をきちんと回収することと消費者の手取りをきちんと確保することを両立させることは非常に困難な作業であるということを図らずも明らかにしたのかなと思っております。資料にもあるとおり、今回の新しい制度は前例のない制度でありますから、実際のところ、施行後にどのように制度が回っていくかということを現時点で全て想定することはやはり困難なのだろうと思えます。

そういったことを踏まえますと、今回御提案いただきましたように、特定適格消費者団体に裁量の幅のある程度認める制度設計でスタートして、施行後の事情を踏まえて適切な見直しを行い、よりよいガイドラインを目指していくというのが現段階における最も現実的な方策ではないかと思うところです。そういった意味で、今回示していただいた基本的な考え方については賛成をしたいと思います。

ただ、そうだとすると、対象消費者において最低限取得させるべき割合をどのように考えるかが一つの問題になるのだろうと思えます。今回、回収額の過半という御提案をいただいております。前回の検討会でもかなりシミュレーションをされましたが、この水準でありますと、事案によっては、特に数十万円以下程度の請求額の事件では、個別案件では赤字になっていくケースも十分にあるのだろうと思えます。

一方で、対象消費者の被害回復という制度目的を考慮するのであれば、最低限、回収額の過半については対象消費者に得られるようにするというのは十分理解できるところであります。

今回御提案いただいたように、特定適格消費者団体に一定の裁量を認めていくようにするのであれば、団体の運営の維持と対象消費者の利益のバランスを何とかとり得る線ではないかと思えます。その点で、この「過半」という御提案についても賛成をしたいと思います。その上で、対象消費者に対して報酬のあり方についてきちんと説明して理解を得るという点、十分な監督を行うという点についてもいずれも賛成であります。

異議後の訴訟については、前回意見を申し上げたとおりでありますので、重ねて

は申し上げます。

以上、今回、御提案いただいた考え方については基本的に賛同するものでありますけれども、さらに御検討いただきたい点を2点ほど申し上げたいと思います。

一つ目は、資料にもあるとおり、消費者の手取りを過半とする場合、どうしても赤字になってくる案件が出てくることは避けられないと思います。もちろん、他の案件データ、余剰を活用していくことはあり得るわけですが、それも不透明なところがあります。

ですから、余剰を活用する一方で、手続の簡素化による経費負担軽減の方向性も検討されるべきではないかと思えます。とりわけ、50万円から60万円以下の低額な請求額の事件では、特定適格消費者団体の責任と裁量で本人確認や説明義務等の第二段階の授權手続を簡素化することを認めて、特定適格消費者団体の努力で経費率を下げられるようにすることを積極的に検討してはどうかと思えます。これは、翻ってみれば、対象消費者の手取りが増えるという結果にもなるわけですので、対象消費者にとっても利益になるのではないかと思えます。

二点目は、特定適格消費者団体が負担する費用等のうち、授權を受けた対象消費者のために特定適格消費者団体が裁判所に納める印紙代でありますとか郵便切手代につきましては、第二段階に参加するのに最低限必要な費用でありますので、回収額いかににかかわらず、対象消費者に負担を求めても決して不当ではないのではないかと思うところです。この点については御考慮いただければと思います。以上です。

升田座長 ほかにいかがでしょうか。三木委員、どうぞ。

三木委員 前回の三つの案の提示を再度審議されて、一言で言ったら、今回の御提案は、特定適格消費者団体に緩やかな対応をお考えいただいたかなと思っております。上限額ではなくて、今回の御提示の案の、対象消費者、授權した消費者にとっての最低限取得させるべき割合をお示しいただいたというお考えには賛成でございます。あとは、特定適格消費者団体の裁量に委ねるということでよいのではと考えております。

あと、消費者に対しての報酬とか費用の合理的な算出根拠を示し、また、十分説明することも盛り込まれていますので、その後、消費者庁もその点を監督する必要があるということにつきましても、こういう書きぶりに関しては賛成と考えております。

ただ、最後の方でいいのですが、これらのことについて適格消費者団体の参考人の方にもその回収額の過半の取戻分とすることについての御意見もお聞きしたいとは思っております。

といいますのは、この余剰分を得ることを認める方向かと思うのですが、少額事件などに対して、4. に書かれているように、果たして被害回復請求全体の中での

備えになる可能性があるのかもお聞きしたいと思っております。実際、やってみなければわからない制度だと思うのですけれども、現時点での報酬・費用についてのお考えをいただければと思っております。

升田座長 そのほかいかがでしょうか。小浦委員、どうぞ。

小浦委員 前回の論議で、この法制度が消費者利益の擁護のためにできたものであるというところの話をされてきましたけれども、そこを受けとめていただいてこのような提案をまた出していただいて、私は大変よかったなと思っております。この提案に賛成するものです。

それで、過半を消費者の方が受けられるとなっていますと、特定適格消費者団体の方もなかなか厳しいものがあると思っております。少額事件のところに関しては赤字になることも考えられますので、手続等、これまで論議してまいりました通知ですとか説明のところも簡素化が必要になるのではないかと考えております。そのあたりのところもガイドラインの中でまた反映させていただくように、特定適格消費者団体の方の裁量の部分が可能となることが望ましいと考えます。

升田座長 そのほかいかがでしょうか。和田委員、どうぞ。

和田委員 ありがとうございます。前回までの議論を踏まえて、一定の算定方式を当てはめないという方針が変わって、これによって各団体の裁量による柔軟な対応が可能になったということで、この制度の実効性が高まる期待はあると思います。

ただ一方で、要は裁量に任せられるということで、仕組みが濫用されるリスクも高まることになるわけですから、消費者庁による特定適格消費者団体の監督の重要性はこれまでより高まってくると思っております。

その中で、この仕組みの理解に当たっていくつかコメントをさせていただきたいのですが、まず、第1の1.のところで「実際の取戻額をできる限り多くする」ということや「業務を効率化させることも必要」という御指摘があって、これはそのとおりだと思っております。特にこの簡易確定手続の特徴として、この手続に参加する人数が増えれば増えるほど、共通する費用が頭割りとなり一人当たりの負担額が下がる部分も当然あると思っておりますので、そういうことも踏まえて運用されるべきだと思います。また、「少なくとも回収額の過半は消費者の取戻分とすることが妥当」ということは現実的かなと思うのですが、逆に、これが天井で、ここまで許されるというような運用になっては元も子もないと思っておりますので、あくまでも必要最低限の費用の回収が特定適格消費者団体にとってもできるように、必要な限度で考えるべきということは大事だと思っております。

それから、5.になりまして、消費者の納得が得られることが大事ということはいくらでも何度も繰り返して申し上げさせていただいたのですが、そのためにもこの報酬費用の算出根拠を明らかにすることは非常に大事だと思っております。特定適格消費者団体の会計基準について設けるということは既に提案されているのですけ

れども、これまでの議論の中で、特定適格消費者団体が法律事務所、弁護士等に業務を委託することが許されるという仕組みになるのであるとすると、特定適格消費者団体から委託を受ける弁護士あるいは法律事務所が、その業務の委託した分については特定適格消費者団体と同等の会計処理をきちんとしないと、特定適格消費者団体が説明責任を果たせないということになってしまいますし、この後のパラグラフの方で検証を行うということがありますけれども、事後的に検証をするためにも、特定適格消費者団体と同等の会計処理を各法律事務所とか委託先できちんとやっていただくということが必須であると思っています。

委託先の方で適正に業務がなされているかどうかということについては、基本的に特定適格消費者団体が説明責任を負うものだと思いますが、結局、消費者庁が特定適格消費者団体を通じてしか監督できない、直接的に委託先に調査に行くということではできないので、特定適格消費者団体が十分な監督できているかどうかということについては、消費者庁の方で、逆に特定適格消費者団体に対する指導・監督が速やかに行われたいといけいのではないかと考えております。

それから「第2 その他」のところ「着手金の一部を返金することがないよう、適切に着手金の金額を設定することが望ましい」はそのとおりだと思います。ただ、返金は妨げられないということをごどこかで明確にさせていただく必要があるかと思っています。必要以上の余剰が特定適格消費者団体の側に残ることになりますと、消費者の納得が得られないということは当然だと思います。むしろ返金が適切な場合もあり得ると思いますので、返金は妨げられないということは明確にどこかに記述をしていただけたらと思っています。以上です。

升田座長 そのほかいかがでしょうか。澤委員、どうぞ。

澤委員 御検討ありがとうございました。今回の提案について、まず、50%という基準ですけれども、少額の事件を前提にするとこの程度の割合は相当と考えております。一方で、件数は余り多くないかもしれないけれども、多額の事案では報酬の多寡が特に問題になると思います。その場合に、50%を丸々としていいかということ、そうではないと思います。そのときに、50%もとってはならないということはしっかり明記していただいた方がいいと思っています。取戻額をできる限り多くするとか、業務を効率化させるというところにその意味を含めてあるのかと思うのですけれども、もう少し明確に書いていただいてもよいと思います。

具体的には、5番のところにもかかわってくると思うのですけれども「報酬及び費用の算出根拠を明らかにする」というところで、先ほど和田委員からもコメントがございましたが、結局、委託先の法律事務所が一番のコストがかかってくる場所になるかと思うので、ここの報酬がどうなっているのか、こういった活動をしてどれだけかかったのかというのは、以前から繰り返し申し上げているとおり、明らかに開示されるような仕組みにするべきと考えております。

関連して、特定適格消費者団体が価格を決めてしまった場合に消費者側に交渉の余地があるかということ、交渉の余地はほとんどないと思うのです。そういった交渉の余地がないからガバナンスを効かせなければならないとっております。では、どうしたらいいのかということころは、やはり開示させて、消費者の目に触れさせるということだと思っております。

あと、団体側においては、例えば消費者の方からこういったクレームがあったとか、こういったお話がありましたとか、そういったことはしっかり控えて書面として残しておいて、最終的にはそれもしっかりと隠さず消費者庁に報告するということも必要と思えます。

あと、先ほどのところにちょっと戻りますけれども、その50%丸々としていいわけではないことをもう少し明確にするためには、例えば人数だったり、回収金額だったり、そういったものを考慮してこの50%という割合を減らしていくことも考えるべきだと。多分、ほかにもいろいろ考慮要素があるかと思うのですけれども、案件の複雑性とか、そういった考慮要素をなるべくたくさん並べて書いておくことが必要と思えます。以上です。

升田座長 そのほかいかがでしょうか。榎本委員、どうぞ。

榎本委員 ありがとうございます。まず、言わずもがなですが、特定適格消費者団体にある程度裁量権を認めるとする場合、今まで以上にいわゆるガラス張りといいますか、情報の開示が求められるというのは、委員会としても付言しておいた方がいいと思います。

そのくだりで、これはちょっと質問です。5. で「団体側が算出根拠が合理的なものであることを公に示す必要がある」とあるのですが、これは本法の条文のどこで明確に読めるのかというのを御質問したい。

あと、これも御質問なのですが、事後的をどこで解釈するのか難しいのかもしれませんが、回収額をもっと消費者の方に戻すべきだと消費者庁で御判断されたときに、そういった措置命令といいますか、指導をする可能性が現状考えられるのかということをお聞きしたいと思っております。以上です。

升田座長 質問が二点ありますので、よろしくどうぞ。

小田専門員 まず、「公に示す」ところですけれども、ここについては消費者裁判手続特例法ではございまして、消費者契約法に帳簿書類の備え置きとか開示の規定がありまして、その消費者契約法の施行規則を変える方向でその算出根拠等が社会的に明らかになるように今考えているところであります。

二番目の質問の、取り過ぎたときに返せという話は、改善命令を具体的に発動する形です。消費者裁判手続特例法でいうと第85条第2項の改善命令の方で、取り過ぎた場合には返せというようなことをする形になると考えているところになります。以上になります。

升田座長 そのほかいかがでしょうか。大河内委員、どうぞ。

大河内委員 私も、きょうの資料の考え方は全体として、いいのではないかと思います。

というのは、前回のシミュレーションの細かい数字を見ますと、あそこまで細かくしてしまうと、消費者の方も、特定適格消費者団体の方も当てはめが難しいということが明らかになったわけですし、どういう形で制度が動いていくかが未知数ということを見ると、やはり大枠を決めて、実態を動かして、それから再度見直しをしていくということ以外には、数字として妥当な線を出すということが難しいと思います。ただ、その数値が全くないというのでは困る部分が多いですから、過半ということでもいいのではないかと思います。

それから、この前のシミュレーションですと、95%が特定適格消費者団体に入るという案があって、それでは授權する消費者の納得が得られないということも、もちろん私も思いましたけれども、それでもなおかつ、低額のものにおいては赤字になってしまうと出ていたと思います。ですから、少額の訴訟についてどのように扱っていくのかということは別にもう少し考えられてもいいのかなということを感じます。

50万、60万ぐらいの低額訴訟とよく言われますけれども、50万、60万というのは、個人の消費者にとっては決して低額ではありませんので、そういうものが制度の中から落ちてしまうということはとても残念ですし、避けていただきたいことだと思って申し上げます。以上です。

升田座長 ほかにいかがでしょうか。川口委員、どうぞ。

川口委員 ありがとうございます。5.の最後から2行目「報酬及び費用の算出根拠が合理的なもの」という考え方ですけれども、きょうのペーパーを見ますと、基本的に少額のものについては特定適格消費者団体の方では赤字になるだろうということが想定されている。全体で見ますと、高額事案の利益で少額の赤字を埋めるという考えが根底にあると思うのです。考えとしては、それでしょうかないことではあるのですけれども、逆に、ある程度の高額の事件を委任した消費者から見ると、本来であれば、我々の手取りはもっとあったのではないかとこの考えも出てくるのではないかと思うのです。ここの考え方を整理しておかないといけないのではないかと思うのです。

考え方としては、いわゆる事件を扱った場合には、特定適格消費者団体に一定の利潤が残るのが前提なのですよという観点でこの報酬及び費用の算出根拠を決めていくような考え方が必要になってくるのではないかと。あくまでも少額は例外といたしますが、いろいろな費用の中で、この部分とこの部分は特定適格消費者団体持ちというようなことで、基本は利潤がベースになっているということ考えないと、并勘定的な考えが出てくると批判が出てくるのではないかと考えます。以上です。

升田座長 そのほかいかがでしょうか。大高委員。

大高委員 すみません。お尋ねするのを忘れていた点がありましたので、お尋ねをいたします。

第2の1.のところですが「着手金を受領する場合があります」という前提で「着手金の一部を返金することがないよう、適切に着手金の金額を設定することが望ましい」とございます。例えば授權を受けたけれども、そもそも対象消費者として認められなかったとか、そういった事情で1円も回収できなかったという場合は、過半といってもゼロなわけでありますので、着手金を受け取っていた場合、全部返さなければいけないということになりそうであります。そうだとすると、返金をしなくてもいいように適切に着手金の金額を設定するとすると、ゼロしかあり得ないように思います。そういう御趣旨なのかがまず確認でございます。

もう一つは、今、川口委員から御指摘のあった点について私の感想を一言申し上げたいと思います。高額案件で利潤的なものを特定適格消費者団体が得るということは、本来、当該事件の対象消費者にちょっとおかしいと思われる点があるというのは、確かにそういう面はあるのだらうと思います。ただ、そこはまさしく川口委員がおっしゃったように、そういう利潤を特定適格消費者団体によって得ることがこの制度を維持するために必要なコストだということをきちんと理解してもらえるように説明をすることが重要なのではないか。その上で、あわせて、これまでも何人かから指摘がありましたけれども、特定適格消費者団体の経理等をガラス張りにして、おかしい疑念を持たれないように特定適格消費者団体自身も努めるようにすることが重要なのかなと思っています。以上です。

升田座長 質問がありました点についてお願いいたします。

小田専門官 大高委員の今の質問の点ですけれども、今の資料ですと、回収額がゼロの場合は、過半だからゼロという形になってしまっていて、そういうことのリスクも踏まえて、被害回復関係業務全体の運営の中でそういうリスクも備えてほしいという考え方に立っています。そこについては、委員の皆様からの御意見を別途いただければと思います。

升田座長 大高委員、どうぞ。

大高委員 冒頭申し上げた裁判所に対する郵便切手であるとか手数料については別枠にすべきということについては、着手金との関連でもある程度合理的な面があるのではないかと考えておりますので、検討いただければと思います。

升田座長 和田委員、どうぞ。

和田委員 重ねての発言で申し訳ありません。今の議論の流れで指摘がありました備えに当たるということなのですけれども、確かに、少額案件であれば、特定適格消費者団体が負った費用負担の回収が難しいということは現実的にあり得ると思いますので、備えに当たるという考え方がないとその特定適格消費者団体が立ち行かなくなるということは理解しております。とはいえ、当然に、そういう余剰というか、

利潤という言葉が適切かわからないのですが、そういうお金を残していいのだよということにしてしまうのも一方で問題があると思っております。だからこそ、5. の「事案ごとの収支を明らかにし」という文章の趣旨は、事案ごとに一定程度の余剰が計算上残るとしても、それは当然に自由に使っていいというものではないと思いますし、その額も、事案に参加した対象消費者が納得感の得られるような額にとどめられないと、算出根拠が合理的でないということになるのではないかと考えておりますので、備えは必要であるにしても、その事案ごとの収支を明らかにし、それぞれの算出根拠が合理的であるということが全体の縛りとしては必須かなと考えております。

升田座長 そのほかいかがでしょうか。澤委員、どうぞ。

澤委員 今の和田委員と、あと、川口委員、大高委員がおっしゃっていたところの続きなのですけれども、その余剰の話です。

前回も申し上げたのですけれども、私は、基本的には事件ごとに収支が合うのが望ましいと思っております。というのは、赤字の案件が出てしまうと、その特定適格消費者団体の財産的基盤を備えなければならないということも相まって、ほかの案件を訴えないと収支が合わず、財務基盤を維持できない。そういうことが事件を起こす誘引になってしまうのは健全ではないのではないと思っております。

ですので、前回も申し上げましたけれども、基本的には特定適格消費者団体にはその構成員として会員がいて、会員からの会費というものがありますので、優先順位としてはそこから埋めていくことを考えるべきだと思っております。それで、第二順位として、そういった余剰みたいなものが使われるということかと思えます。以上です。

升田座長 そのほかいかがでしょうか。大高委員。

大高委員 重ね重ね済みません。余剰の話が出てまいりましたので。

私の立場からこういうことを申し上げるのがいいのかわからないのですが、確かに、余剰というものが期せずして多く得られるということも事態としてはあり得るのだらうと思えます。そういった場合、これは私の個人的な考え方ですので、適格消費者団体の方がどのようにお考えになるかは後ほど御意見をお聞きしたいところですが、期せずして想定以上の余剰が出たような場合には、例えば団体間で協力して一つの基金のようなものをつくっていただいて、そういう基金に寄附などしていただいて、他の特定適格消費者団体が赤字になるような案件に取り組むときにその基金から補助をするという形で、透明性を図る形で余剰を活用していくというようなことも考えられるのではないかと。これは団体の自主的な取組みの話になりますので、私どもから申し上げる話ではないのかもしれませんが、これはアイデアですが、そういったことが考えられてもいいのかなと思っております。以上です。

升田座長 ほかにいかがでしょうか。5.に関連しましては、もちろん、特定適格消費

者団体が弁護士の業務と同じとは言えませんが、現在の弁護士の実務を前提としますと、まず、事前に報酬・費用については十分説明し、契約をするときに当然同意して契約するわけですから、納得いただくということです。その場合に、額と合理性、根拠などは当然説明しますし、そのほかに御質問があれば、それはお答えする、こういう実務になっています。

では、その事件が終わりまして、どうするかというときには、精算をするわけです。その場合に、報酬としてもらっているものと預かり金として預かっているものがあるわけです。精算のときに、当然ですけれども契約の中身が前提になるわけですが、それを踏まえて説明をし、精算の合意をしてやりとりをする。これが原則になっているわけです。現実には、費用とか報酬をめぐるトラブルというのは多いわけでありまして、そのときに、どこが足りなかったのかということがケース・バイ・ケースで問題になるわけですが、基本的には事前事後の十分な説明と納得が必要だろうと思います。ですから、今おっしゃっている余剰というのが、一体何の部分か余剰なのかがよくわかりませんが、もし契約のときにそれを十分説明していなくて、精算のときに異論が出れば当然トラブルになる可能性はあり得るだろうという気がいたします。

それから、第2の1.のところでは着手金の話があって、おっしゃっている中で、申立費用と郵便切手のようなお話がありましたけれども、着手金というのは、現在の弁護士の業務の中では報酬的な性格が強いものとして理解されております。もちろん、ケース・バイ・ケースですが、多分、多くの弁護士の場合は、申立費用は印紙で払うわけです。印紙を貼って裁判所に持って行くわけですが、そういったものとか、郵便切手は別途お支払いいただいて、その旨で御説明しているというのが通常ですので、着手金を返還するとかどうのこうのというのは、議論として、現在の実務とは若干違うかなという気がいたします。

もちろん、最初に申し上げましたように、弁護士の実務と同じでなければいけないということはないのですけれども、着手金とか申立費用とか郵便切手ということが議論になりますと、どうしてもそこでの認識の齟齬があり得ると思いますから、そこははっきりされて議論された方がより明確になるだろうという気がいたします。

大高委員、どうぞ。

大高委員 今、升田座長から御指摘いただいた点に絡んで、一点確認をしたいのです。今、升田座長から指摘のあった郵便切手と申立手数料。確かに、これは弁護士実務においては、いわゆる預り金的な部分から出すということで、いわゆる報酬的な部分とは別枠で御負担いただくというのが、多分、実務の大半ではないかと思えます。ただ、今回いただいた資料1に書いてあるのは、そういったものも含めて経費・費用負担として御議論されているように私は理解しておったのですが、その点につい

ては升田座長からも御指摘があったところですので、明確にさせていただいた方がいいのではないかと思います。

小田専門官 この資料の上では、郵便切手とか印紙代も含んで50%だったのですけれども、本日の委員の皆様様の御意見を踏まえて最終的には考えたいと思います。

升田座長 そのほか、このテーマについてはよろしゅうございますでしょうか。先ほど三木委員から最初に質問したいということでありましたけれども、4.のところの取戻分について、参考人でおいでになっている方に、これは印象でよろしいのでしょうか。具体的なことは現時点でというわけにはいきませんから。

三木委員 そうですね。その辺に当たるのかどうかとか、その50%の分での御意見とか。

升田座長 それでは、印象というか、そういったところで御発言がありましたら、お願いしたいと思います。磯辺参考人。

磯辺参考人 まさしく、制度を運用してみなければわからないリスク等がある中で、現時点で確定的なことは申し上げにくいということではありますけれども、そのことを前提にして、回収額の過半を消費者の取戻分と定めることについては、現時点で基本的に賛成でございます。実際に運用してみようということになります。

ただ、少額の事案については引き続き特定適格消費者団体の持ち出しとなる分がどうしてもあるということは踏まえつつも、特定適格消費者団体の裁量で消費者の方々きちんと理解していただく費用・報酬の算定の方法を示して、何とかトータルとして運用していくということで、この規程であれば何とか努力ができるのではないかと現時点では受けとめているところです。

それと、お尋ねの論点ではなくて恐縮ですが、裁判所に納める郵便切手・収入印紙代等の金額が定まっている費用については、消費者の方々からいただくことについて理解も得やすいところかと思っておりますので、この点については着手時に請求ができて、回収額にかかわらず返還を要しないということについて御検討をお願いできればと思っております。

升田座長 伊藤参考人、いかがですか。

伊藤参考人 ありがとうございます。50%超という数字につきましては、前回、消費者庁から示されたシミュレーションでも、少額の事案では実際に要する費用を賄うに足りない。つまり、赤字となってしまう可能性が示されているかと思っておりますので、そういう意味では、少額事件への取組みがこの50%という数字によって制約されてしまうという一面はやはり残っているのかなと思っております。消費者の納得という意味で、50%というのはいわゆるわかりやすい数字ではありますので、この制度の開始という段階では、まずはここからスタートするということが基本的に賛成したいと思っております。

ただ、今後の運用を踏まえて見直す余地はあるのかなと思っております。以上です。

升田座長 ありがとうございます。それでは、次の議題に移りたいと思います。

今日は、事業者団体へのヒアリングということで、三つの団体からお越しいただいております。まず、三団体の方、席を移動していただけますでしょうか。

(事業者団体着席)

升田座長 今日は、お忙しいところ、本検討会に御出席いただき、まことにありがとうございます。本日のヒアリングには、新経済連盟から政策担当の小木曾さん、全国中小企業団体中央会から政策推進部長の及川さん、全国銀行協会から業務委員長行のみずほファイナンシャルグループの森永さんにおいでいただいております。どうもありがとうございます。

それでは、ヒアリングの進め方ですけれども、まず、団体の方からそれぞれ5分程度御発言をいただきまして、その後、委員の方から御質問をいただくということにしたいと思います。では、御発言の順番ですけれども、着席順に行いたいと思います。

まず、新経済連盟の方からお願いいたします。

新経済連盟 ただいま御紹介にあずかりました、新経済連盟で事務局をしております小木曾と申します。今日は、発言の機会をいただきまして、本当にありがとうございます。

資料を見ていただきまして、あと、説明をする際に、今回配られている「前回までの意見の概要」という参考資料も適宜言及をしたいので、並べて置いていただくと幸いです。

まず、総論を申し上げますと、もう議論されていると思いますが、今回の特定適格消費者団体の業務というのは、言わずもがなですけれども、消費者の個別の授権を受けないで、代わりに業務をするということで、今までとは違う踏み込んだ考え方の業務をすることになりますので、極めて高い公益性が求められるのではないかと。

そういう公益性の高さが、制度としてきちんと担保されているということが設計上必要なのではないかと考えております。その観点から、今までの議論で十分に議論されてきた部分もあるのではないかと考えますけれども、まだ幾つか足りない部分があるのではないかと指摘ということで理解をしていただければと思います。

まず最初に「不当な目的のみだりに」というところでございます。全体として、最初に認定する際にどのように考えるかという議論はこれまでもあったと思いますが、認定をした後の業務で、「不当な目的のみだりに」というようなことが行われているか行われていないか、実際の活動がどのようになっているのかということについての監督指針が議論されておらず、最初の認定の話だけ議論されているような気がしますので、まず、その点について指摘をさせていただきます。

加えて、今回、参考資料の1ページのところに「不当な目的のみだりに」をブレ

ークダウンしたものとして二つの案が書かれているわけですが、この二つについての具体的な当てはめをするかということも非常に重要になるのかなと思っております。これは、我々、法律ができる前の段階からずっと意見を言わせていただいておりますけれども、改めて意見を表明させていただきます。責務規程と、責務規程をブレークダウンしたものだけでは、裁量が非常に大きくてなかなかわかりにくいので、できる限り可視化した数値を用いて、数字だけで全部判断できないというのはもちろんですけれども、どういう数字を考慮しながら監督をしていくのかという要素を示すことは、その特定適格消費者団体の方にとっても重要なのではないかと思っております。例としてここに二つぐらい書かせていただきました。これを指標としながら話をしていた方がいいのではないかと思っております。

参考資料の1ページの下から3行目のところに「仮に訴えの却下ないし棄却が繰り返されるようになったら、特定認定の取消しや改善命令もしっかりと行うようにすべき」ということで、まさにこれは重要なことで「不当な目的でみだりに」というところの話と監督指針と改善命令の発動要件というのがきちんとつながっていないと監督にならない。ここは、新経済連盟の「意見」を一枚裏返していただくと、最後「6. 不利益処分等について」のところで「適合命令や改善命令の不利益処分の発動要件を、監督指針等とあわせて具体化すべきである」と書かせていただいているので、下から3行目に書いてあるような趣旨のことは必ず文章化していただきたいと思っております。

それから「2. 理事会について」ということで、これはガバナンスということになると思います。全体として公益性が高い事業を行うということなので、当然、極めて高いガバナンスが必要になってくると思います。その意味で二点指摘をさせていただきます。

和解のところでは、参考資料「前回までの意見の概要」の4ページを見ていただきたいのですが、私の理解が間違っていれば後で正してほしいのですが、4ページに

が並んでいると思っておりますが、5個目の「基本的には和解をするかどうかは、個別の消費者の意思に委ねられることから、理事会が意思決定をしたとしても、法的な意味は全く持たず記載する必要はない」とあります。この「個別の消費者の意思に委ねられる」というところがちょっとよくわかりませんでした。「和解をするかどうか」という、この1段階目のところの和解というのは、授權を受けているわけではないのですから、消費者が和解するという意味ではないと思うのです。そもそも和解をするかしないかということは理事会の決定事項としてガバナンスをきかせなければいけないのだらうと思っております。

それから、理事会のガバナンスという意味で、どういう案件を選定するかということもあらかじめ基準なり指針をつくっていったほうが、統一的な運用というか、どういう方針でやっているかということが明らかになるという意味で非常に重要な

のではないかと考えています。理事会で決定するという事は、業務規程記載事項の中でもその旨をうたっていただくことで、そのように業務規程でやっていない場合には改善命令なり認定取消しにつながるということで、制度として担保していただきたいと思います。 経理的基礎のところ、公益法人の公益認定法の5条2号というところで三要件ありますけれども、例えば、そのような三要件で書いてある経理的基礎と今回提示されている経理的基礎はどういう関係にあるか定かではないですが、少なくとも公益性を求める業務であるのであれば、公益法人並みのものが必要なのではないかと。あと、財務諸表の公表や会計監査人の監査といったような外部チェックも必要だと思います。

最後「業務規程記載事項について」ということです。参考資料の1ページに、提訴に至るまでの事業者との交渉経緯も重要だという趣旨のことも書いてありますけれども、我々もそう思います。事業者と全く事前交渉せずにいきなり提訴ということではなくて、まず、事業者と事前交渉することが必要だろうと。そうした方が事業者の実質的な対応も促されるので、そのような趣旨を行動規範として書いていただきたいと思います。

あと、報酬・費用のところは、今も議論していましたが、我々としても、そもそも泣き寝入り救済ということが制度の趣旨であったのであれば、消費者の手元にどれくらい残るかということがないと、制度をつくって、その消費者が期待している期待に沿わないのではないかとということで、そもそも何を議論していたのかというのがよくわからなくなると思います。以上です。

升田座長 ありがとうございます。それでは、全国銀行協会の方からお願いいたします。

全国銀行協会 全国銀行協会から参りました、みずほフィナンシャルグループの森永と申します。きょうは、御発言の機会をいただきまして、ありがとうございます。まず、私が用意いたしましたレジュメに従いまして簡単に御説明申し上げます。

まず「はじめに」とありまして、これは団体訴訟の話ではございませんけれども、銀行が消費者の方から訴えを提起される場合を日ごろ現場で見ていることでございます。割と多いのが、預金者の方がお亡くなりになられて、相続人の方から銀行に対して預金の払戻請求がされる。相続人全員では話はまとまっていないのだけれども、私の相続分だけでも払い戻してくださいという形の払戻請求がされることは、銀行の訴訟の中の結構多い部分ではないかと思うのです。

そういった訴訟を受けていて感じるのは、相続人の方から銀行に対して一度も御連絡がないままいきなり訴状が届くということがあります。相当な割合だと個人的には認識しています。実際、そういった案件の中には、事前にお話をいただければ、訴訟ではなくてもこういった形で払戻しができますと御案内できる場合がかなりの割合を占めています。

何が言いたいかと申しますと、今回のような団体訴訟制度に当たりまして、事業者としては特定適格消費者団体の方々とはぜひ密にコミュニケーションをとらせていただきたい。訴訟提起の前に事実確認を事業者に出していただく、事前協議をさせていただく、あるいは、事業者側が認識をして自主的な救済対応をとろうとした場合も十分参酌いただくなど、お互いのコミュニケーションをしっかりとりたいと感じるところであります。

今回の指針等に関するところにつきまして二点ほどポイントを絞って申し上げます。

まず一つは、先ほどもお話に出ていますけれども、法75条2項関連の「不当な目的のみだりに」というところでございます。事業者の認識としまして、現実に訴訟が起こされる内容とか結果等にかかわらず、消費者の方々、あるいは団体の方々から集団的な訴訟が提起されるということ自体、信用や評判につながって痛手をこうむることがございます。これ自体が後々になってどのように回復していけばいいのかというところもなかなか悩ましいところでございます。つきましては「適切な事前抑制」とちょっと過激なことを申しますけれども、こういった「不当な目的のみだりに」というところの要件でしっかり絞っていただくことで、例えば、試しにやってみようか的な訴訟が起きないように御議論をいただきたいと思えます。

仮に、第一段階での訴訟が請求棄却等になった後の顛末において、事業者側から、訴訟は特定適格消費者団体が負けたのですよということを公表する云々はなかなか難しいところもございます。請求棄却等になった場合の顛末について、特定適格消費者団体の方々の動き、ないし、どういったものが期待できるのかなというところは、法律制度そのものではないかもしれませんが、運用の面として興味がございます。

あと、先ほどお示ししました参考資料「前回までの意見の概要」の1ページのところにも「不当な目的のみだりに」とございますけれども、(1)の四角囲みに「特段の根拠もなくあえて訴えを提起する場合」というのが最後にございます。この言葉の意味が若干気になるところでありまして、その特定適格消費者団体の方々にとって、自分たちには根拠があったのだみたいなのところがあると、全てがここで死文化してしまうということがありうるように思われ、気になっておりますので、ここで御発言申し上げます。

最後「『相手方による公表』(法27条)関連」でございます。これは第二段階の訴訟のところでございますけれども「消費者への周知方法・内容」について、事業者として公表に関するコスト負担が少ないような手段が議論されると非常にありがたいと考えます。

あと、最後の「法定公告事項以外の記載」の箇所でございますけれども、法定公告事項が法22条1項各号にございます。そういったことについて、特定適格消費者

団体の求めがあれば、当然、事業者として公表する義務があるわけでございますけれども、事業者側の運用としまして、この四つだけを機械的に並べて終わりというわけにはきつといかないのだろうなと思っています。例えば不明な点があればどこに連絡したらいいかだとか、銀行側の認識を書くとか、いろいろ書くことになってきますけれども、そういったあたりはどのような運用になっていくのかが問題になってくるのかなと感じます。私からは以上でございます。

升田座長 ありがとうございます。それでは、最後になりましたけれども、全国中小企業団体中央会の方からお願いいたします。

全国中小企業団体中央会 及川でございます。それでは、お時間の都合もありますから、本日お配りいただいております参考資料がありますので、これに基づきまして意見を申し上げたいと思います。

まず、1ページの(1)の「不当な目的のみだりに」というところですが、事業者として訴訟を提起されるだけで、特に小規模事業者は事業存続に大変影響があります。ここを明確に指針で示していただくことは極めて重要だと思っております。この囲みの中で「不当な目的のみだりに共通義務確認の訴えの提起」というところの「共通義務確認の訴え」というところは、 で書いていただいていると理解しています。「その他の被害回復関連業務を実施」の「その他」というところについてもっと明確に書いておく必要があると考えております。

次に2ページの(2)でございます。連携というのは重要です。他方で、費用だとか今後の運用の問題、余ったお金の問題とかがありますので、連携をとりつつ、なおかつ、その運営については留意をする必要が出てくるのだろうと思います。一方で、連携を促進すると言いながら、連携してやってみたらなかなか難しい点もありますので、その点も留意する必要があると思います。

3ページでございますけれども「体制」のところ、 にそれぞれ「定款又は業務規程」と書いてございます。私は最初「定款及び業務規程」なのかなと思ったのですが、例えば定款とか業務規程の改廃はどこでやるのか、どちらが上位なのかとか、そういうこともありますので、定款というものと業務規程というものを少し整理されたほうがよろしいと思います。定款でこういうことを位置づけて、細かいところは業務規程に委ねるというところで、まずもって定款できっちり規定しておくことも重要だと思います。

次に、(3)でございます。ここもガバナンスのところから極めて重要だと思っています。きょうの参考資料の4ページの(主な意見)のところの最後の「理事会を招集するというのは、どんな機関でも手間取ることであり」ということで、そういうことがあると私も思っている一方、その理事会というものは、例えばですが、書面のできるのかとか、持ち回り理事会というのが許されるのかとか、こういったことで柔軟性に対応できるのか、あるいはそうではないのかというところの

設計が今後のガバナンスにはすごく重要だと考えております。

最後に、相手方の問題について。きょうの配付資料の10ページに「相手方による公表」というのがございます。こちらも、事業者からすると、特に中小企業ですと大変大きな影響がございます。特にこの(3)の「相手方は、公表を見た者が、自己が対象消費者であることを認識できるよう、事案に即し、できる限り平易かつ具体的に、対象債権及び対象消費者の範囲を記載しなければならない」という大変難しい宿題だと思います。これを「しなければいけない」というような書き方は大変難しいなと思っていて「することが望ましい」とか「すること」というようなことでぜひ検討していただけないかと考える次第でございます。以上です。

升田座長 ありがとうございます。それでは、ただいまお三方から御発言がありましたけれども、委員の方から御質問がありましたらお願いいたします。大高委員。

大高委員 本日は本当にお忙しいところありがとうございました。私からは、まず、新経済連盟の小木曾さんに三点ほどお伺いしたいと思います。

先ほどの御報告では、特定適格消費者団体の活動を監督するための指針として、客観的な数値指針、可視化できるような数値指針が必要とおっしゃいましたけれども、もちろん、実際にいろいろなケースが種々想定される中で、一律の適切な数値指標が果たしてうまくできるのかなと素直に疑問に思いました。何か具体的な案とかお持ちでしたら、ちょっと教えていただければと思います。

二点目は、2.の2)に、訴え・提起の案件選定に関して、恣意的な狙い撃ちであるとか、話題性のみに着目した選定を避けるためという記述がございますけれども、特定適格消費者団体の母体になる現在の適格消費者団体の差止請求において、こういった具体的な恣意的訴訟ではないとか、そういったのが疑われるケースとこのがあるかと認識されているのかどうか、その点をお伺いしたいと思います。

三点目については「3.経理的基礎について」の2)で、透明性を担保する観点から、会計監査人による監査を必須としてはどうかという御提案をいただいております。もちろん、これはできればベターなのだろうと思うのですが、当然、ただでできるわけではなく、一定の費用がかかってくるということになるかと思っております。こういった費用は、間接的でありますけれども、授權をした対象消費者が報酬の支払を通じて負担をすることになるのだろうと思うのです。趣旨としては、対象消費者にそういった追加の費用負担を求めたとしても、その方が結果的に対象消費者の利益になるという御趣旨でおっしゃっているのかどうかについて確認をさせていただきたいと思っております。

升田座長 小木曾さん、今の御質問についてございましたらお願いいたします。

新経済連盟 三点いただきました。最初の可視化する指標のところですけども、これは一律が疑問だと。確かにおっしゃるとおりのところもあります。ただ、数値みたいな要素とか、最終的に総合判断するにしても、考慮要素という書き方があると思

うのです。考慮要素の中の一つの指標としてこういう数字を見るということ。今、例として、一段階目の想定人数、二段階目の人数、あるいは対象として確定した消費者の人数とか、この人数が何人だったらよくて何人だったら悪いかというのはケース・バイ・ケースなので、あらかじめ何人というのは難しいと思いますが、考慮要素としてそういうものを見ていく。あるいは敗訴率を見ていくということを示して、このように監督していくよということを示していくこと自体が、ある種、事前抑制的な、そのようなことになるのであれば棄却することが明らかなきはだめだなというところの自制として働くのではないかとということで提案させていただいております。必ずしも、全部が全部数字に落ちるとも思っていませんし、その数字以外だと認めないという基準で一律のことを考えているわけではないですが、今のままだとあまりにも定性的過ぎるので、別に消費者庁を信じていないわけではないですけども、ちょっと裁量が大き過ぎて、特定適格消費者団体の方にとってもよくわからないのではないかと、みんなにとってもわからないのではないかと気がします。

二つ目の、現在の差止訴訟とかの狙い撃ちの話というのは、具体的にこの話をすると、いつも信用していないのかみたいなことを言われるのですが、信用しているかしていないとか、現状でどうなっているかというよりは、制度としてそういうものを排除するためにどうしたらいいか、制度論を議論していると思うのです。要するに、信用できるのかできないのかみたいなトートロジー的な議論をしているのではなくて、制度としてどのように担保していかなければいけないか。現状、適格消費者団体の方が公益性の観点から議論されているというのはもちろん評価しております。

最後の質問のところは、先ほどの報酬と費用の問題の中で非常に難しいところがあると思うのですが、最終的にどのように転嫁させるかというのをどう考えるかというところの全体論の話かなと思っています。一方で、費用がかかるかどうかということを含象して、一旦頭のところから置いた上で、監督としてどういうものが必要なかというのは議論すべきではないか。なぜならば、今回のというのは、授權を受けないで業務をするということで、今までの訴訟法の考え方からすると極めて異例なものであり、公益性が非常に強いものですから、その公益性を担保するものとして、例えば、今既にある横並びの制度との関係で議論が足りているのか足りていないのかという話は議論すべきだと思います。以上です。

升田座長 大高委員、どうぞ。

大高委員 ありがとうございます。続きまして、全国中小企業団体中央会さんに何点が御質問したいと思います。

まず、不当な目的でみだりに訴え等を提起するというところの関係で、参考資料の1.の四角書きの中で「訴えの提起その他の被害回復関係業務を実施」と、その

他の部分についても目配りということをおっしゃっていたかと思いますが、端的に言うと、事前の申入れであるとか、そういった段階においてもより慎重に対応することを求めたいという御趣旨なのか。具体的にどういうことを想定しておっしゃったのかについて教えていただければと思います。

二点目は、参考資料の10ページの「(3)相手方による公表」に関して、中小企業ではなかなか負担が重い部分があり、特に対象消費者の範囲がよくわかるようにわかりやすく出すというのはなかなか難しいのではないかというお話がございました。これは公表ですから、むしろ、その第一段階で事業者側の一定の支払義務が認められた段階での話ですので、真っ当な事業者はむしろ積極的に被害回復に努めるべき場面かなとも思うのですが、それでもなお中小企業の立場からすると負担が重いというような御趣旨でおっしゃったのか、その点をちょっと確認させていただきたいと思います。

升田座長 それでは、及川さん、お願いいたします。

全国中小企業団体中央会 最初の御質問の方は、前提としまして、事業者として訴訟を提起するだけで信用が傷つくという例を、風評被害を含めて、私どもはかなり知っておりますので、「その他」というところを明示していただきたい。要するに、慎重に対応していただきたいという趣旨の範疇として理解していただいて結構です。

もう一つは、確かに御指摘のとおり、相手方による公表のところはそうあるのが望ましいとは思いますが、他方、小規模の事業者という、中小企業という概念も6割は個人事業者ですので、そういった人たちを想定したときのボリュームゾーンの現状を考えたときに、いささかこの「しなければならない」という要件が厳しいという理解です。

升田座長 そのほかいかがでしょうか。小浦委員、どうぞ。

小浦委員 本日は、御参加いただき、どうもありがとうございます。私は、新経済連盟さんと全国銀行協会さんの御説明の中でありました「不当な目的でみだりに」の、案件のところで、要件を絞ってガイドラインに載せたらどうかという御発言をされたとお聞きしたのですけれども、その「絞る」というところがちょっとわかりません。対象となるのは、やはり契約に関するものとなっております、国会審議の中でも、消費者の側から要望したのも対象外になったものも何点かございます。ですので、この法律の中で書かれているものがございますが、その中で、もう少し具体的に示してほしいという御趣旨で発言されたものか、そこのところをお聞かせいただきたいと思います。

升田座長 まず、小木曾さんからお願いいたします。

新経済連盟 小木曾でございます。法律を無視するようなことを言うつもりはありません。「絞る」という意味ではなくて、要するに「不当な目的でみだりに」というのをどのように解釈するか。「不当な目的でみだりに」になった場合には、最終的に

は認定取消しまで行く場合がある。では、どういう場合にそのように行くのかというのをどのようにブレークダウンして監督指針として書くかという話なので、訴訟の対象の案件を絞れとか、そういう話では全くございません。それを考えるに当たって、もうちょっと定性的ではなくて、我々が提案させていただいたのは、定量的な要素も入れながらやったほうが、消費者庁、ステークホルダー全員にとって透明性の高いものになるのではないかという御提案をさせていただいたという趣旨でございます。

升田座長 続きまして、森永さん、お願いいたします。

全国銀行協会 要件とか対象を絞るという趣旨ではございませんで、実効的に話が行くに当たって、このガイドラインでより具体的なところが示されれば、お互い疑義がなく、いいのかなというところでございます。その中で、重ねて申しますが、例えば、特段の根拠もなく、あえてという言葉というのはどう受けとめればいいのかなというところが、ちょっとわかりづらいといいますが、いろいろな受けとめ方ができるのかなと思ったところございました。以上です。

升田座長 そのほか、質問ございましたらお願いいたします。和田委員、どうぞ。

和田委員 それぞれの団体の皆様、御説明ありがとうございました。できましたら、皆さんに御質問させていただきたいのですが、特定適格消費者団体のこの活動が非常に高い公益性が求められるということについては、皆さん、御認識が共通だと思うのですが、その公益性が求められる活動の一部について、事実上、外部の法律事務所なり弁護士なりに委託をしないとできないということがこれまでの議論でもかなり出てきております。そういう委託を通じて業務を行うにしても、その委託された業務が公益性に合致するような形で行われるために、どのような仕組みと申しますか、どのような担保が可能なのか、どうやって委託された業務の適正性を監督することが可能なのかということについて、もしアイデアがございましたら伺えたらと思っております。

升田座長 それでは、まず、小木曾さんからお願いいたします。

新経済連盟 今の御質問は、多分、外部の専門家を活用するというところで、なかなか難しいのは、そもそも、弁護士にお願いしてできるのであれば本来は弁護士でやるというのが大前提としてあると思うのですが、それはちょっと置いておきまして、消費者団体が弁護士と相談をしながら業務をやっていくときに、どのようにチェックをきかせるかというところは、ガバナンスの問題の話で、やはり理事会とか業務規程の中でそういうものについてどれだけ書き下ろせるというところなのかなと思っています。多分、業務規程と理事会のセットなのかなと思いますが、全部理事会決定というのは確かになかなか難しいのかもしれませんが、例えば、誰に任せるのかとか、相談した結果をどのように決定に生かすのかということについて理事会のガバナンスをきかせるであるとか、そういう理事会のガバナンスを効かすということ

を業務規程に書き込む。そのようにやっていない場合については、一番厳しくやると認定取り消しまでいくというところで監督がきちんときくのかなと思います。私も今ぱっと思いつきで言いましたけれども、非常に重要な視点だと思います。

升田座長 続きまして、森永さん、お願いいたします。

全国銀行協会 特にこれといった気の利いたアイデアは、正直、ございません。まさに公益性がもともと求められているというところで事実的に担保されるというところであって、がんじがらめにすると全てがうまくいくかというところ、そういうわけでもないような気がします。

升田座長 では、及川さん、お願いいたします。

全国中小企業団体中央会 専門性を利用したい、活用したいというメリットと、他方で、外へ出すというところのバランスだと思いますが、特に委託をしたという事実、委託をしたらそれについて、委託細則とか、どのような基準で委託運営をしていますかというところの、まず委託しているかどうかの事実のチェックがあって、その後、委託についてのポリシーというのですか、どのような形で委託の方に出していますか等そのルール作り提出していただいて、それをチェックするということだと思います。

確かに、個人情報なども委託先の方で問題が生じたことがありますので、この委託についてはむしろ厳し目というのですか、別途、委託細則みたいなものをつくって、こうやってくださいみたいなことまで言っておいたほうがよろしいのではないかと私は思います。以上です。

升田座長 澤委員、どうぞ。

澤委員 皆さん、本日はどうもありがとうございます。二点ございまして、できれば三団体皆さんにお伺いしたいのですけれども、一つは今回の特定適格消費者団体の集団訴訟の制度が入るに当たって、それぞれの団体や、その所属する企業等で準備している事項だったり、今後、準備をしようと思っている事項だったり、そういったことがあればぜひお聞かせいただければと思っております。

二点目が、この参考資料の10ページの「(3)相手方による公表」というところで、ここについては、事業者側の方から開示していかなければならないという部分になるわけですが、先ほど「しなければならぬ」というところへの懸念をお示しいただいたのですが、今、こう書いてある中で、実際に実務が回っていくと、誰に相談したらいいのだろうか、どうしたらいいのだろうかというのはお悩みになると思っております。例えば、消費者庁の方にお聞きになるとか、特定適格消費者団体の方はこういうことを協力してもらいたいとか、そういうのがあればぜひお聞かせいただければと思います。以上です。

升田座長 それでは、また小木曾さんからお願いいたします。

新経済連盟 一点目と二点目は裏腹の関係なのだと思うのですが、我々も会員から割と

問合せを受けます。最終的にどうなるのかというところは、初めてやる制度なので当たり前なのですが、なかなか見えないというところで。例えば、一段階目の和解というのは何かと聞かれて、私もこれはよく答えられないのですけれども、答えられない部分が多いというのがあります。

正直言うと、今まさに議論されているこの監督指針なども制定されると、さらに詳細がわかってくるので、会員に通知しなければいけないというのがあります。まだ制度の詳細がちょっと見えないので、何が懸念事項かという全部の洗い出しというのが、経済団体としてもきれていないかなというところがあって、実はもうちょっと細目とか、実際に分かってきたときには、これだとちょっと難しいなとかいうのはさらに出てくる可能性はあると思います。

あと、今ここで議論されている細かい議論というのが、正直いうと、経済界の人が細かく全部読んでいるわけではないし、会社でも、読んでいたとしても法務の人だけで、実際にほかの部署の人というのは読んでいないと思います。そこら辺のところの周知をどうするかということ。

あとは、まだ議論を尽くしていかないと、実際の手続のところでもうちょっと現実的な対応ができないということの懸念が出てくる可能性がまだまだあるのかなという気がするので、引き続きこういう場を持っていただいたりするなど、実際の実務上の対応ができるかなど、意見を吸い上げる場というのを何らかの形でつくっていただきたい。我々としてもまだ想定できない部分がある。それを非常に懸念しております。

もちろん、我々団体として決まったことについては周知をしますし、あと、消費者庁の方に御協力いただいて、勉強会をするなどということは当然やりたいと思っております。以上です。

升田座長 続きまして、森永さん、お願いいたします。

全国銀行協会 実際に訴えが起こった場合の後のテクニカルな対応ですとか、そういったことに対しては、現状、特に準備しているところはございません。前段階としての、消費者の方々から包括的に訴えられるようなところは、当然日々の業務の努力として、そういったことをなくしていこうという形でやっているというところに尽きているのが現状でございます。

実際、これからいろいろ具体的なものができ上がっていく中で、業界団体として必要な周知をしてということは今後やっていくと思いますけれども、現段階で具体的にこれに着手しているという明確なものはございません。以上です。

升田座長 及川さん、お願いいたします。

全国中小企業団体中央会 小規模事業者団体にとっても大変インパクトのある制度ができたということだと思います。先ほど事業者からの公表のことで少し申し上げましたけれども、逆に、消費者の心証をよくするチャンスであるというように発想から

少し転換をしないと、ここの心証がよくなるのではないかというレベルのところまでは、中小企業から見たときにはギャップがかなりあって、そのギャップを埋めるためには相当な準備が必要だと思います。

一つとしては、本日お配りいただいた参考資料の1ページの一番下に「消費者に誠実に対応するために自主的な対応を行っている事業者の場合、訴訟を提起するだけの根拠があるかどうかということを確認する際に、事業者の自主的な救済」ということで、私ども中小企業団体ですから、団体ごとにこういうことに問題があるということの蓄積はありますので、団体を通してこういったものの対応ができるようにルール作りというか、しっかり準備しておくことだと思いますし、また、先例だとか、今までの事件だとか事例を通じたベストプラクティスみたいな、テキストみたいなことを業界団体、私どもの会員団体を通じて小規模企業に周知するという作業が極めて重要だと思います。

升田座長 そのほか御質問ございますでしょうか。では、小木曾さん、どうぞ。

新経済連盟 御質問の趣旨とちょっとずれるかもしれませんが、会員と話をしている中で疑問が出てくるところとして、共通性、多数性、支配性というところの具体的な当てはめというのはどうなるのかということが非常に議論になっていて、今、私も明確にこうだよという説明がなかなかできないのです。もしかしたら誰もできないのかもしれませんが、そこら辺をどのように。予見可能性を高めていくのかということが重要だと思っているのと、あとは、いつから施行されるかというのが早目にわかると準備がしやすいというところはみんなあると思います。以上です。

升田座長 そのほか御質問ございますでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。最後は消費者庁に対する御質問でしょうか。

加納課長 共通性、多数性がわかりにくいというのは昔から言われているところで、それに対する私どもの説明も、法律とはこんなものですよというようなお話ししかしていませんので、御説明の仕方はちょっと工夫しないといけないなとは思っています。ただ、法律でもう既に規定されたものであり、その法律の指定も、民訴法でありますとか、そういったさまざまな既存の法令の考え方を踏襲してつくっておりますので、それを超えた説明というのはなかなか難しいのですけれども、例えば具体例をいろいろ挙げるとか、そういったことの工夫はやっていけないといけない。

きょうは、あと、全国中小企業団体中央会と全国銀行協会からも御意見をいただきましたけれども、従来から御指摘いただいているところもありますので、中小企業の負担の問題というのは、当然、この制度を運営していくのに常に考えていかなければいけないところがございますし、「特段の根拠なくあえて」の考え方は、主観ではなくできるだけ客観的に考えていこうではないかというのでいいのではないかと私どもも思っていますけれども、そういうところをも明らかにしていく必要があるだろうと思っております。

あと、当然、この制度の周知というのは、現在、法律のレベルでのさまざまな普及というのはやっておりますが、この細目も含めた段階で、当然、このガイドラインも含めて周知活動というのはしっかりやらせていただきたい。その際には、さまざまな経済団体と御協力させていただきながらと思っております。

升田座長 きょうは、小木曾さん、森永さん、及川さん、お三方に非常にお忙しい中おいでいただきまして、どうもありがとうございました。

本日はこれで終了したいと思います。委員の方も、年末お忙しいところを御参加いただきましてありがとうございました。

では、最後になりますけれども、次回以降の日程について連絡がございましたらお願いいたします。

加納課長 きょうもいろいろと精力的に御議論いただきまして、どうもありがとうございました。次回の検討会でございますけれども、今月11日木曜日、14時からということで予定しております。議題は、ヒアリングの2回目としまして、適格消費者団体に対するヒアリングを予定しております。会場は、山王パークタワーの6階の消費者委員会大会議室を予定しております。私どもからは以上でございます。

升田座長 ありがとうございました。きょうは、いつもの場合と違って非常に身近な距離で会議を持ちました。距離が縮まりますと議論が密になるというのは昔から言われておりますけれども、今回はまた原則に戻るようですので、またそれで議論をお願いしたいと思います。

本日はこれにて閉会とさせていただきます。どうもありがとうございました。次回もよろしくお願いいたします。

以上